

しんきん介護支援定期預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ しんきん介護支援定期預金
販 売 対 象	・ 介護保険制度に基づき市町村から認定された「要介護・要支援」認定者および介護する配偶者または介護に携わる同居の家族の方。
発 売 期 間	・ 平成 23 年 10 月 1 日 ~ 平成 24 年 9 月 30 日 (取扱いの延長または停止は、諸事情を考慮して 1 年毎に決定します。)
期 間	・ 定 型 方 式...1 年
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 店 舗	・ 一括預入 ・ 1 世帯合算で、1 万円以上 300 万円以内 ただし、「はまっこ福祉」の残高をこの預入限度額に含みます。 ・ 1 円単位 ・ 1 世帯 1 店舗とします。 ただし、「介護支援定期預金」と「はまっこ福祉」の預入店舗は別店舗でもかまいません。
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括してご本人名義の普通預金口座に入金します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 契約時に店頭表示のスーパー定期 1 年ものに 0.2% 上乗せし、満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の一律分離課税が源泉徴収されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	・ 原則として満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにご本人名義の普通預金口座に入金します。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合口座」の担保とすることはできません。 ・ 自動継続の取扱いはできません。 ・ 証書式での取扱いとなります。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 対象者の認定の為、介護保険被保険者証および認定者が記載されている健康保険証または運転免許証をお持ちください。 ・ 施設入所で住所を変更している場合は、入所直前まで同居していたことを確認する為、住民票をお持ちください。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>